

低未利用土地等確認書の交付のための提出書類について

| 提出目的等 | 提出書類等 | 入手先・記入者等 | 注意事項等 |
|--------------------------------|--|---|--|
| 必ず提出 低未利用土地等であることの確認 | 1 別記様式①-1 (低未利用地等確認申請書) | 静岡市ホームページなど ※申請者が記入 | 確認書の部分は記入しないこと |
| | 2 売買契約書の写し | — | ・申請者が契約者であること ・契約日、引渡日が確認できること |
| | 3 以下のいずれかの書類（※1） | | |
| | ア 市区町村等が運営する空き地・空き家 ア バンクへの登録が確認できる書類 | <問い合わせ先> 静岡市住宅政策課 TEL054-221-1192 | |
| | イ 宅地建物取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告 | 宅地建物取引業者など | 宅地建物取引業者による広告であること |
| | 電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類（閉栓日が記載されている領収書など）（※2） | 【電気】電気事業者 【ガス】ガス事業者 【水道】静岡市上下水道局 <問い合わせ先> お客様サービス課 TEL054-270-9108 | 電気・水道・ガスの使用中止日が売買契約よりも1ヶ月以上前であること |
| | 別記様式①-2（宅地建物取引業者が低未利用土地等であることを確認する場合） | 静岡市ホームページなど ※宅地建物取引業者が記入 | A～ウの書類を提出できない場合に提出 |
| 出 譲渡後の 利用につ いての 確認 | オ 2方向以上から撮影した写真 | | A～工の書類を提出できない場合に提出 ※現地調査やヒアリング等により確認を行います。 |
| | 4 以下のいずれかの書類 | 静岡市ホームページなど | |
| | ア 別記様式②-1（宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合） | 仲介した宅地建物取引業者が記入、買主による記名あり | 宅地建物取引業者は買主側、売主側、買主側・売主側両方のいずれでも可 |
| | イ 別記様式②-2（宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合） | 売主の求めに応じて買主が記入 | |
| その他の 要件の確 認等 | ウ 別記様式③（宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認した場合） | 宅地建物取引業者が記入 | A及びイの書類を提出できない場合に提出 |
| | 5 申請のあった土地等に係る登記事項証明書（コピー可） | 法務局 ※法務局のインターネットサービスで取得したものでも可 | ・譲渡のあった年の1月1日において、申請のあった土地等の所有期間が5年を超えること ・申請する土地等と一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地等の場合、低未利用土地等確認書の交付を受けた実績がないこと |
| 可能であれば 提出 | 6 付近見取図（位置図） | 静岡市都市計画情報 インターネット提供サービス等 | ・所在地がわかるようにすること ・都市計画区域外は対象外 |
| | 7 2方向以上から撮影した写真 | | |
| 必要に応じて 提出 | 8 返信用封筒 ※確認書を郵便で受け取りたい場合に提出 | | 110円切手を貼り、返送先の住所を記載した定型封筒（一般的な細長い封筒） |
| 代理人が手続きする場合に 提出 | 9 委任状 ※代理人の身分証明書を窓口で提示 ※郵送の場合は、身分証明書の写しを添付 | | 【身分証明書について】 法人社員として受任する場合、社員証等の当該法人に所属していることがわかるものとしてください。 名刺は身分証明書にはなりません。 |

(※1) 申請のあった土地等が農地の場合は、農地法第30条に基づく農業委員会による利用状況調査の結果、同法第32条第1項各号のいずれかに該当すること（現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと認められること又は農業上の利用の程度が周辺の地域に比して著しく劣っていると認められること）が確認されていることによっても、可

(※2) 領収書以外では、支払い証明書、料金請求書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し又はクレジットカードの利用明細（いずれも最終の料金引き落とし日が分かるもの）であっても可

【問合せ先・申請窓口】静岡市開発審査課 土地取引係（静岡市役所静岡庁舎新館5階）

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 TEL054-221-1408 FAX 054-221-1117